

各事業所管理者様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

「工賃向上計画」に基づく取組について

平素は、障がい者保健福祉の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者の方の工賃向上につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年を対象として「工賃向上計画」を策定し、取組を進めてきたところですが、今般、厚生労働省から「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の改正通知があり、令和3年度以降についても「工賃向上計画」（対象期間：令和3年度～令和5年度）に基づいた取組を推進することとなりました（参考：別紙2）。

つきましては、引き続き工賃向上に資する取組を計画的に進めるため、下記の対象事業所におかれましては、「工賃向上計画」を作成し、当課まで提出をお願いいたします。

記

1 対象事業所

【必須】就労継続支援B型事業所

すべての就労継続支援B型事業所が「工賃向上計画」作成の対象となりますので必ず提出してください。

（「目標工賃達成指導員配置加算」の算定の有無に関わらず、すべての事業所が対象です）

【任意】就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」の作成を自ら希望する事業所
「工賃向上計画」の作成は必須ではありません。

2 提出期限 令和3年5月31日（月）

3 提出書類 別紙1-1「工賃向上計画シート」1部

4 提出先及び
提出方法 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 石川
「郵送」でご提出ください。
封筒の表書に「工賃向上計画」在中と記載してください。

5 留意事項

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、令和3年4月以降の就労継続支援B型の基本報酬が、4つの区分〔就労継続支援B型サービス費（ ）、就労継

続支援B型サービス費()、就労継続支援B型サービス費()、就労継続支援B型サービス費()]に分かれ、4つの区分のうち、就労継続支援B型サービス費()及び就労継続支援B型サービス費()の算定に当たっては、各事業所が「工賃向上計画」を作成していることが要件とされました。

つきましては、次のとおり、「工賃向上計画」を作成・提出していただきますようお願いいたします。

<令和3年4月1日時点で指定を受けている就労継続支援B型事業所>

すべての事業所が令和3年5月31日までに「工賃向上計画」を県に提出していただく必要がありますが、特に、就労継続支援B型サービス費()及び就労継続支援B型サービス費()を算定する事業所については、作成時期にご留意ください。

・就労継続支援B型サービス費()及び就労継続支援B型サービス費()を算定する事業所については、令和3年4月分の報酬算定に当たり、令和3年4月分の報酬請求日までに「工賃向上計画」を作成している必要があります(県への提出は令和3年5月31日までに行っていただければ問題ありません)。

・就労継続支援B型サービス費()及び就労継続支援B型サービス費()を算定する事業所については、報酬算定に当たり、「工賃向上計画」を作成していることは要件とされていませんが、「工賃向上計画」を作成する必要があります(作成時期に縛りはありません。令和3年5月31日までに県に提出していただければ結構です)。

<令和3年5月1日以降に指定を受けるすべての就労継続支援B型事業所>

「工賃向上計画」を作成したうえで、指定申請書類とともに当課(サービス支援班)まで提出をお願いいたします。

6 その他

「工賃向上計画シート」様式はホームページへ掲載しますのでご利用ください。

三重県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/>

> 健康・福祉・子ども > 福祉 > 障がい者 > 就労支援

> ・「工賃向上計画」に基づく取組について

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOHO/HP/71598032677.htm>

(問合せ先) 三重県子ども・福祉部障がい福祉課

【工賃向上計画に基づく取組に関すること】 【報酬改定・報酬算定・体制届・指定申請等に関すること】

地域生活支援班 石川

サービス支援班 伊藤

電 話：059-224-2215

電 話：059-224-2266